

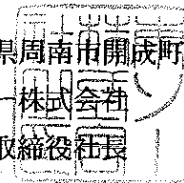
様式第 46 の 3 (第 61 条の 4 関係)

環境影響評価方法書についての意見の概要等届出書

平成 15 年 10 月 27 日

経済産業大臣 殿

住所 山口県周南市開成町 4560 番地
氏名 東ソー株式会社
代表取締役社長 土屋 隆



環境影響評価法第 9 条に規定する書類を作成しましたので、電気事業法第 46 条の 6 第 2 項の規定により、別添のとおり届け出ます。

「東ソー南陽事業所第2発電所第6号発電設備に係る環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解について」

1. 環境影響評価方法書の公告縦覧

(1) 公告の日

平成15年8月30日(土)

(2) 公告の方法

平成15年8月30日(土)付の次の日刊新聞紙及び周南市広報誌(平成15年9月15日号)
に「お知らせ」を掲載した。

①日刊新聞紙

- ・掲載した日刊新聞紙：4紙(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、中国新聞)
- ・掲載内容：別紙－1参照

②周南市広報誌

- ・掲載内容：別紙－2参照

(3) 縦覧期間

平成15年8月30日(土)～9月29日(月)

(4) 縦覧場所及び縦覧者数

①縦覧場所

- ・周南市役所 環境生活部環境政策課
- ・周南市新南陽総合支所 市民経済部環境対策課
- ・山口県周南健康福祉センター(周南環境保健所)
- ・東ソー株式会社南陽事業所 総務部総務課
- ・東ソー総合サービス有限公司 南陽支店防災センター

②縦覧者名簿記名者数

38名

2. 環境影響評価方法書への意見の把握

(1) 意見書の受付期間

平成15年8月30日(土)～平成15年10月13日(月)(縦覧期間及びその後2週間)

(2) 意見書の提出方法

東ソー6B推進チームへの持参または郵送による。

(3) 意見書の提出状況

意見の受付期間において、2通の意見書が提出された。

3. 意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	意見に対する事業者の見解
大気環境 (騒音)	騒音の規制に関する基準について東ソー(株)南陽事業所周辺は暗騒音の高い地域であるが、騒音測定方法はどのような方法で実施されるのか詳細が知りたい。	対象事業による騒音の影響を評価するためには、まず現地調査によりバックグラウンドとなる当社敷地境界等における現状の騒音を測定します。その後、本事業により新たに設置する設備の騒音を加味することで、本事業による騒音の影響を予測・評価することとなります。なお、現地調査は、JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」に定める測定方法により実施します。
その他	環境影響評価方法書については、特に問題はありません。 化石燃料の場合、CO ₂ の発生が問題となっています。出来るだけCO ₂ の発生を低減する様お願いします。	CO ₂ の発生を低減するために新設発電設備は高温高圧の蒸気を使用し、かつ近隣工場に対して蒸気タービンで使用した蒸気の供給を行うことで、熱効率の向上を図ります。新設発電設備稼働後については既設発電設備と連携し、発電所全体の熱効率が最大となる様努めます。 また、経団連自主行動計画において、当社が所属する日本化学工業協会が示した省エネ目標である「2010年度までにエネルギー原単位を1990年度比で10%削減」を大前提として、省エネルギーの推進に取り組み、事業所全体のエネルギー原単位の削減に努めます。

日刊新聞紙への掲載内容

(掲載した4紙はすべて同じ内容を掲載)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、東ソー南陽事業所第2号発電所第6号発電設備に係る環境影響評価方法を作成しましたので、次のとおり公表いたします。

平成十五年八月二十日

東ソー株式会社 代表取締役社長 土屋 隆

名称 東ソー株式会社

代表取締役社長 土屋 隆

住所 山口県南陽市南陽町四五六〇番地

【対象事業の名称、種類及び概要】

名称 東ソー南陽事業所第2号発電所第6号発電設備

種類 火力

規模 二二五キロワット(約電燈

【対象事業が実施されるべき区域】

山口県南陽市南陽町四五六〇番地

山口県南陽市

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

【概要】

周南市広報紙への掲載内容



9
15
2003
No.0010

広報誌表紙

環境影響評価方法書の縦覧

東ソー株式会社南陽事業所第2発電所
第6号発電設備建設計画の「環境影
響評価方法書」を縦覧しています。

▼日時／9月29日(月)まで、9時～

17時▼場所／▽平日：本庁環境政

策課、新南陽総合支所環境対策課、

健康福祉センター後、東ソー株式会社南陽

事業所総務課新▽土・日曜日、祝日

のみ：東ソー株式会社南陽サービス(南陽防犯セ

ンター新)▼問合せ：環境政策課 ☎ 22

1-83324

掲載内容